

## 1. 基本料金

※ 通常は1週間の中で3日までの訪問となります。

区分	健保・国保 前期高齢者（70～74歳） 後期高齢者（75歳以上）		
	3割負担	2割負担	1割負担
月初め1日目	3,970円	2,640円	1,320円
2日目以降週3日まで	2,570円	1,710円	860円
週4日目以降	2,870円	1,910円	960円

公的負担医療制度（重度心身障がい者医療費助成・特定疾患受給証など）をお持ちの方は、利用料金が異なる場合があります。お尋ねください。

同一日に同一建物居住者2人以上へ訪問した場合は減額となります。

一時外泊をしている入院中の方への訪問

入院中1回を限度	2,550円	1,700円	850円
----------	--------	--------	------

退院後、訪問看護を利用される事が条件となります。

## 2. 加算（基本料金に加算される料金）

①退院時共同指導加算	2,400円	1,600円	800円
	入院中・入所中の方が退院・退所するにあたり、病院・介護老人保健施設にて退院カンファレンスが行われた場合、文書にて説明いたします。		
②特別管理指導加算	600円	400円	200円
	退院後、特別な管理が必要な方（※2）※3対象者）に対して、退院時共同指導加算に追加して加算されます。		
③退院支援指導加算 退院指導時間が 90分以内	1,800円	1,200円	600円
	退院日に ※1）※2）※3）の対象者及び退院当日に訪問看護が必要な方へ在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
③退院支援指導加算 退院指導時間が 90分を超えた場合	2,520円	1,680円	840円
	退院日に ※2）※3）の対象者及び退院当日に訪問看護が必要な方へ在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
④在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 （月に2回限り算定）	600円	400円	200円
	病状の急変時等に医師の求めにより自宅でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
⑤在宅患者連携指導加算 （月に1回算定）	900円	600円	300円
	訪問診療を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
⑥24時間対応加算 イ （月に1回算定）	2,040円	1,360円	680円
	24時間連絡をとることができ、必要に応じて定期以外の臨時訪問が受けられます。 （訪問の際には、利用料、交通費、時間により時間外料金をいただきます。）		
24時間対応加算 ロ （月に1回算定）	1,960円	1,300円	650円
	24時間連絡をとることができ、必要に応じて定期以外の臨時訪問が受けられます。 （訪問の際には、利用料、交通費、時間により時間外料金をいただきます。）		

⑦特別管理加算難※2)	1,500 円	1,000 円	500 円
特別管理加算 ※3)	750 円	500 円	250 円
(月に 1 回算定)	※2) ※3) の対象者に算定されます。		
⑧複数回訪問加算 1 日に 2 回	1,350 円	900 円	450 円
1 日に 3 回以上	2,400 円	1,600 円	800 円
	※1) ~※4) の対象者に算定されます。		
⑨複数名加算 週に 1 日限度 看護師 2 名での訪問	1,350 円	900 円	450 円
	※1) ~※5) の対象者に算定されます。		
⑩長時間加算 (90 分を超えた場合・ 週に 1 日限度)	1,560 円	1,040 円	520 円
	※2) ※3) ※4) の対象者に算定されます。		
⑪夜間・早朝加算 夜間：18 時～22 時 早朝：6 時～8 時	630 円	420 円	210 円
⑫深夜訪問看護加算 深夜：22 時～翌 6 時	1,260 円	840 円	420 円
⑬ターミナルケア療養費	7,500 円	5,000 円	2,500 円
	在宅で死亡し、死亡日を含む 15 日以内に 2 回以上訪問看護を利用した場合に適応されます。		
⑭訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月に 1 回限り算定)	15 円	10 円	5 円
	オンライン資格確認により、診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。		
⑮緊急時訪問看護加算 (月 14 日目まで)	800 円	530 円	270 円
	電話等で緊急の求めに応じて訪問した場合に 1 日につき算定されます。		
緊急時訪問看護加算 (月 15 日目以降)	600 円	400 円	200 円
	電話等で緊急の求めに応じて訪問した場合に 1 日につき算定されます。		
⑯訪問看護ベースアップ 評価料 (I) (月に 1 回限り算定)	234 円	156 円	78 円
	職員の賃金改善を図るために訪問看護ベースアップ評価料として算定されます		

※1) 厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症、（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

※2) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者管理指導を受けている気管カニューレ、留置カテーテルを使用している方

※3) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方  
人工肛門、人工膀胱を設置している方 真皮を越える褥瘡がある方  
点滴注射を週3日以上行なう必要があると認められる方

※4) 特別訪問看護指示書の交付を受けている方

病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14日を限度として訪問、算定となります。

※5) ・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方

- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ・その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる方

### 3. 保険適応外料金

#### 1) 交通費(税込)

距離(片道)	料金
2km以内	200円
2~5km	400円
5km以上	600円

\*天候不順などにより、ステーション車での訪問が困難な場合はやむを得ず営業車を利用することがあります。  
営業車を利用した場合は実費になります。

#### 2) 超過料金(税込)

1回の訪問で90分を超えた場合	30分ごと 1,000円
-----------------	-----------------

※2) ※3) ※4) の対象者は週の2日目以降より算定  
※2) ※3) ※4) の対象外の方は週の1日目より算定

#### 3) 時間外料金(税込)

利用料の他に下記の料金がかかります。

曜日	時間	料金
土・日・祝日、年末・年始	終日	1回 3,200円

#### 4) その他(税込)

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

エンゼルケア利用料	5,000円
-----------	--------

### 4. その他

#### 1) 訪問看護指示書

- ・訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり病状によって1~6ヵ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

## 2. 基本料金

※ 通常は1週間の中で3日までの訪問となります。精神科病院を退院後3か月以内においては週に5日まで訪問が可能です。

区分	健保・国保 前期高齢者（70～74歳） 後期高齢者（75歳以上）		
	3割負担	2割負担	1割負担
月初め1日目 30分以上	3,970円	2,640円	1,320円
30分未満	3,580円	2,380円	1,190円
2日目以降週3日まで 30分以上	2,420円	1,610円	810円
30分未満	2,030円	1,350円	680円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日から始まる一週間の中で3日目までは上記の料金です。</li> <li>・週4日以上訪問看護を利用できるのは、※1)～※4)の方で下記の料金です。</li> </ul>			
週4日目以降 30分以上	2,720円	1,810円	910円
30分未満	2,280円	1,520円	760円

公的負担医療制度（重度心身障がい者医療費助成・特定疾患受給証など）をお持ちの方は、利用料金が異なる場合があります。お尋ねください。

同一日に同一建物居住者2人以上へ訪問した場合は減額となります。

一時外泊をしている入院中の方への訪問

入院中1回を限度	2,550円	1,700円	850円
----------	--------	--------	------

退院後、訪問看護を利用される事が条件となります。

## 2. 加算（基本料金に加算される料金）

①退院時共同指導加算	2,400円	1,600円	800円
	入院中・入所中の方が退院・退所するにあたり、病院・介護老人保健施設にて退院カンファレンスが行われた場合、文書にて説明いたします。		
②特別管理指導加算	600円	400円	200円
	退院後、特別な管理が必要な方（※2）※3対象者）に対して、退院時共同指導加算に追加して加算されます。		
③退院支援指導加算	1,800円	1,200円	600円
	退院日に ※1) ※2) ※3) の対象者及び退院当日に訪問看護が必要な方へ在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
④在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月に2回限り算定)	600円	400円	200円
	病状の急変時等に医師の求めにより自宅でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
⑤在宅患者連携指導加算	900円	600円	300円

(月に1回算定)	訪問診療を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		
⑥24時間対応加算 Ⅰ (月に1回算定)	2,040円	1,360円	680円
	24時間連絡をとることができ、必要に応じて定期以外の臨時訪問が受けられます。 (訪問の際には、利用料、交通費、時間により時間外料金をいただきます。)		
24時間対応加算 Ⅱ (月に1回算定)	1,960円	1,300円	650円
	24時間連絡をとることができ、必要に応じて定期以外の臨時訪問が受けられます。 (訪問の際には、利用料、交通費、時間により時間外料金をいただきます。)		
⑦特別管理加算難※2)	1,500円	1,000円	500円
特別管理加算 ※3)	750円	500円	250円
(月に1回算定)	※2) ※3) の対象者に算定されます。		
⑧緊急時訪問看護加算 (月14日目まで)	800円	530円	270円
	電話等で緊急の求めに応じて訪問した場合に1日につき算定されます。		
緊急時訪問看護加算 (月15日目以降)	600円	400円	200円
	電話等で緊急の求めに応じて訪問した場合に1日につき算定されます。		
⑨長時間加算 (90分を超えた場合・週に1日限度)	1,560円	1,040円	520円
	※2) ※3) ※4) の対象者に算定されます。		
⑩夜間・早朝訪問加算 夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	630円	420円	210円
⑪深夜訪問加算 深夜：22時～翌6時	1,260円	840円	420円
⑫複数名訪問看護加算 看護師2名で訪問 (週1回まで算定) 医師が必要性を認めた場合			
1日1回	1,350円	900円	450円
1日2回	2,700円	1,800円	900円
1日3回以上	4,350円	2,900円	1,450円
⑬複数回加算			
1日に2回	1,350円	900円	450円
1日に3回以上	2,400円	1,600円	800円
	※5) の対象者への訪問時に算定されます。		
⑭ターミナルケア療養費	7,500円	5,000円	2,500円
	在宅で死亡し、死亡日を含む15日以内に2回以上訪問看護を利用した場合に適応されます。		
⑮訪問看護医療 DX情報活用加算 (月に1回限り算定)	15円	10円	5円
	オンライン資格確認により、診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。		
⑩訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ)	234円	156円	78円
	職員の賃金改善を図るために訪問看護ベースアップ評価料として算定されます		

(月に1回限り算定)

※1) 厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症、（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

※2) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者管理指導を受けている気管カニューレ、留置カテーテルを使用している方

※3) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方  
人工肛門、人工膀胱を設置している方。真皮を越える褥瘡がある方  
点滴注射を週3日以上行なう必要があると認められる方

※4) 特別訪問看護指示書の交付を受けている方

病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14日を限度として訪問、算定となります。

※5) 医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定している方への加算

### 3. 保険適応外料金

1) 交通費（税込）

距離（片道）	料 金
2km以内	200円
2～5km	400円
5km以上	600円

\*天候不順などにより、ステーション車での訪問が困難な場合はやむを得ず営業車を利用することがあります。  
営業車を利用した場合は実費になります。

2) 超過料金（税込）

1回の訪問で90分を超えた場合	30分ごと 1,000円
-----------------	-----------------

※2) ※3) ※4) の対象者は週の2日目以降より算定  
※2) ※3) ※4) の対象外の方は週の1日目より算定

3) 時間外料金（税込）

利用料の他に下記の料金がかかります。

曜 日	時 間	料 金
土・日・祝日、年末・年始	終 日	1回 3,200円

4) その他（税込）

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

エンゼルケアの利用料	5,000 円
------------	---------

#### 4.その他

##### 1) 訪問看護指示書

- 訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり病状によって1～6 ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

訪問看護ステーション きよた